

平成 2 9 年 第 1 回

秋川流域斎場組合議会定例会会議録

秋川流域斎場組合議会

平成29年第1回

秋川流域斎場組合議会定例会会議録

平成29年2月23日(木)、平成29年第1回秋川流域斎場組合議会定例会は、
ひので斎場会議室に招集された。

2月23日(木曜日)

1. 出席議員(12名)

1番	清水 晃	8番	濱中 映慈
2番	村野 栄一	9番	村木 満
3番	辻 よし子	10番	山口 和彦
5番	栗原 剛	11番	浜中 由造
6番	松原 敏雄	12番	高橋 邦男
7番	青鹿 和男	13番	小峰 陽一

2. 欠席議員(0名)

3. 会議録署名議員

9番	村木 満	10番	山口 和彦
----	------	-----	-------

4. 出席説明員

管理者	橋本 聖二	担当課長	濱中 修
副管理者	澤井 敏和	担当課長	山本 淳史
副管理者	坂本 義次	担当課長	坂本 政人
副管理者	河村 文夫	担当課長	天野 成浩

5. 事務局職員

事務局長	西 和彦	局長補佐	松尾 勇
主事	小林 孝行		

平成 2 9 年 第 1 回
秋川流域斎場組合議会定例会会議録

日 時 平成 2 9 年 2 月 2 3 日 (木) 午後 2 時 0 0 分開議

場 所 ひので斎場 会議室

日 程	番 号	件 名
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	議案第 1 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（秋川流域斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）
日程第 5	議案第 2 号	平成 2 8 年度秋川流域斎場組会計補正予算（第 2 号）について
日程第 6	議案第 3 号	平成 2 9 年度秋川流域斎場組合組織市町村負担金について
日程第 7	議案第 4 号	平成 2 9 年度秋川流域斎場組会計予算について

議事案件

議事日程

- | | | | |
|-----|---|------------|--|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 | 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 | 3 | 諸般の報告 | |
| 日程第 | 4 | 議案第1号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて(秋川流域斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例) |
| 日程第 | 5 | 議案第2号 | 平成28年度秋川流域斎場組合会計補正予算(第2号)について |
| 日程第 | 6 | 議案第3号 | 平成29年度秋川流域斎場組合組織市町村負担金について |
| 日程第 | 7 | 議案第4号 | 平成29年度秋川流域斎場組合会計予算について |

午後 2 時 0 0 分 開会

議長 (青鹿 和男君) 皆様、3月議会を前にして大変お忙しいところをお運びいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、平成29年第1回秋川流域斎場組合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

————— ※ ————— ※ —————

議長 (青鹿 和男君) 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、

9番 村木 満君

10番 山口 和彦君

を今会期中、指名いたします。

————— ※ ————— ※ —————

議長 (青鹿 和男君) 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日一日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (青鹿 和男君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日限りと決定いたしました。

————— ※ ————— ※ —————

議長 (青鹿 和男君) 日程第3「諸般の報告」をいたします。

管理者、橋本聖二君。

管理者 (橋本 聖二君) 改めまして、こんにちは。ただいま議長のご指名をいただきましたので、ご挨拶方々、諸般のご報告を申し上げさせていただきます。

本日は、平成29年第1回秋川流域斎場組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして開会できますことを、心から御礼を申し上げます。

「思い出を語るロマンの杜ひので斎場」も平成13年4月の業務開始から17年目を迎えようとしておりますが、現在に至るまで、火葬場並びに式場とも順調に稼働し、皆様にご利用をいただいているところでございます。

それでは、諸般の報告を申し上げたいと存じます。

平成28年4月から平成29年1月までの施設利用状況でございますが、火葬は全体で1,157件、前年同時期との比較では58件の増でございます。

内訳は、あきる野市668件、日の出町241件、檜原村41件、奥多摩町129件、組合外78件でございます。

次に、式場でございますが、全体で385件、前年同時期との比較では30件の増でございます。

内訳は、あきる野市223件、日の出町95件、檜原村11件、奥多摩町35件、組合外21件でございます。

全体に対する組合内の利用割合は、火葬が93.3%、式場が94.6%でございます。

以上が利用状況でございます。

次に、本年度に実施した主な事業でございますが、中央監視装置及び空調自動制御機更新工事や火葬棟炉前ホール照明器具改修工事によるLED化、防犯カメラの設置、式場映像システム設備の改修工事などを行ったところでございます。

今後も斎場組合の運営に当たっては、多くの皆様に安心してご利用いただくことを第一に、誠意をもって努めてまいり所存でございます。

以上、簡単ではございますが、ご挨拶方々、諸般の報告とさせていただきます。ありがとうございます。

議長 (青鹿 和男君) 以上をもって、諸般の報告を終わります。

————— ※ ————— ※ —————

議長 (青鹿 和男君) 日程第4 議案第1号「専決処分の報告及び承認を求めることについて」を議題といたします。

これより提案者の説明を求めます。管理者、橋本聖二君。

管理者 (橋本 聖二君) 議案第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(秋川流域斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、秋川流域斎場組合一般職の職員の給与について、東京都人事委員会勧告を踏まえた改正を中心に行うものでございます。

改正内容は、一時金の支給月数を0.1カ月引上げ、年間支給月数を4.4カ月といたしました。なお、引上げる0.1カ月分につきましては、平成28年度は、12月に支給する勤勉手当に加算することとし、平成29年度以降は、0.1カ月を等分し、6月と12月の勤勉手当にそれぞれ0.05カ月を加算することといたしました。

なお、給料表につきましては、公民較差が0.02%と極めて小さいため、今回の改正は行わないことといたしました。

秋川流域斎場組合の職員に係わる給与制度等につきましては、従来より日の出町に準拠してまいりました。今回、日の出町が東京都人事委員会勧告に沿って改正を行ったため、斎場組合におきましても同様の改正を行うものでございます。

2点目として、職員の再任用に関する規定を追加いたしました。

当斎場におきましては、現在、再任用職員の具体的な配置予定はございませんが、将来的に検討課題となった場合に対応できるよう、町

と同様の規定を追加するものでございます。

また、給与条例全般について、条番号や表記方法等を町の条例と統一する内容の改正を行いました。これは条例改正等を適正・的確、かつ効率的に行うことを目的とするものでございます。

以上でございますので、よろしくご審議の上ご承認をお願いして、提案理由の説明といたします。

議長 (青鹿 和男君) これより質疑に入ります。

3番、辻よし子君。

3番 (辻 よし子君) この給与の見直し、これが専決処分ということが、少し違和感がありました。あきる野市議会においても3月定例会議において、職員の給与の改正はこれから審議することになっております。この日の出の斎場組合、これに関しては今のお話では日の出町に準拠するというので、日の出町のほうで既に決まったことなのだというお話でしたけれども、やはり斎場組合は斎場組合としての議会ですので、これが専決処分というのはどうなのかなという疑問がありました。それについてお答えいただきたいのと、もう1つ再任用、これは今いらっしゃる、将来に向けてということですので、これも特になぜ専決処分で急いで決めなければいけなかったのか、今日の会議の中で再任用の職員については話す、せめて、そのようなことができなかつたのかどうか、その辺ご回答いただきたいと思っております。

議長 (青鹿 和男君) 事務局長。

議事 局長 (西 和彦君) ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1点目の給与全般の条例の改正につきまして、専決処分にすることはいかがかというご質問でございます。ご指摘のとおり、本来、給与については専決処分によらず議会を開催して議決いただくというのが本来のもっていき方かなというふうには、それは承知しているところでございます。ただ、斎場組合議会が年に2回しか今開催がございません。職員の給与だけのために、4市町村の首長さん、議員さんにお集まりいただいて職員の給与についてお諮りするということもなかなか難しいということもございまして、専決をさせていただいております。よその一部事務組合におきましても、やはり同じような問題を抱えているということはあるのですけれども、どうしても専決でやらざるを得ない一部事務組合が多いというのが現実でございます。ご指摘のところは十分承知はしているところでございます。

2点目の再任用の関係ですけれども、これにつきましては確かに先決ではなくこの議会の中でお諮りしたほうが、それにつきましては本来の形であったのかなということで今反省はしております。

ただ、給与につきましては、職員の給与を支払う関係もございましたので、専決させていただいたということでございます。

議 3 長 番 (青鹿 和男君) 辻よし子君。
 (辻 よし子君) 先ほどの質問で一つ落としてしまいました。再任用のことだけではなくてこの第2条、第2条の規定は4月1日からということで、昨年12月1日から施行するわけではないですね。そうすると第2条の規定は間に合ったのではないかなということと、それから第19条の3、臨時職員の給与、これは旧の条例の中には入っていなかったと思いますけれども、新しく臨時職員の給与というものを入れられたとすれば、それも急ぐ必要はなかったのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議 事務 局長 (青鹿 和男君) 事務局長。
 (西 和彦君) 第2条の改正については、ご指摘のとおり4月1日施行ですので間に合ったのではないかということは、確かにそうかと思えます。臨時職員のほうも含めまして町のほうと同じように動いてきたものですからこのような形になってしまったと。従来からのこうした形で処理をさせていただいていたので今回も従来と同じような形になったということでございまして、今後はその辺のところも事務局として十分精査をして、かけることができるものについてはこちらの議会を通させていただくというような形で対応していきたいと思えます。

議 3 長 番 (青鹿 和男君) 3番、辻よし子君。
 (辻 よし子君) 是非、次回からそのように検討していただければと思います。
 確認ですけれども、臨時職員の給与、これは19条の3では予算の範囲以内で管理者が定めるとなっております。あきる野市のほうでは臨時職員については市が規則を決めるというふうになっているんです。日の出町は日の出町のほうでこのように予算の範囲内で管理者が定めるというふうになっているんでしょうか。

議 事務 局長 (青鹿 和男君) 事務局長。
 (西 和彦君) 臨時職員につきましては、当斎場のことで言いますと、今のところ臨時職員を採用する予定はございません。当斎場につきましては、シルバー人材センターのほうにお願いしているという形です。ただ、今回、臨時職員を入れたのは、町の規定と全く同じ形で斎場のほうも置くということで規定を入れたものでございます。

議 長 (青鹿 和男君) ほかにございませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (青鹿 和男君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
 これより討論に入ります。通告願います。
 (「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (青鹿 和男君) 通告がありませんので、討論を終結いたします

管 理 者 (橋本 聖二君) 議案第3号 平成29年度秋川流域斎場組合組織市町村負担金につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、平成29年度の組織市町村の負担金の額を定めるものでございます。

総額は1億6000万円で、前年度と同額でございます。

算出は、平成28年10月1日現在の住民基本台帳人数、平成27年度の利用実績数値及び400万円の均等割をもとに算出しております。

各市町村の負担金額及び総額に対する割合は、あきる野市1億291万5千円で負担率64.32%、日の出町3103万2千円で負担率19.40%、檜原村875万9千円で負担率5.47%、奥多摩町1729万4千円で負担率10.81%。

前年度対比では、あきる野市0.32%の増、日の出町3.19%の減、檜原村7.64%の減、奥多摩町8.93%の増となっております。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして提案理由のご説明といたします。

議 長 (青鹿 和男君) これより質疑に入ります。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (青鹿 和男君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。通告願います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (青鹿 和男君) 通告がありませんので、討論を終結いたします。
これより議案第3号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (青鹿 和男君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議 長 (青鹿 和男君) 日程第7 議案第4号「平成29年度秋川流域斎場組合会計予算について」を議題といたします。

これより、提案者の説明を求めます。管理者、橋本聖二君

管 理 者 (橋本 聖二君) 議案第4号 平成29年度秋川流域斎場組合会計予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、平成29年度秋川流域斎場組合会計予算の歳入歳出予算総額を2億4111万円とさせていただくものでございます。前年度と比較いたしますと、1500万円の増額で、率にして6.63%の増となっております。

主な内容につきまして、ご説明を申し上げます。

歳入につきましては、組織市町村負担金が1億6000万円で、前年度と同額といたしました。

使用料は、火葬場使用料を1700万円とし前年度より100万円、式場使用料を4000万円とし前年度より200万円、それぞれ増額いたしました。

繰入金は、2200万円を計上し、計画的な設備の改修工事等に充当するものでございます。

繰越金は前年度と同額でございます。

次に歳出につきまして、ご説明を申し上げます。

議会費は、80万6千円で前年度より1万5千円増額いたしました。これは議員公務災害補償負担金の率の改定によるものでございます。

総務費は、5114万7千円で前年度より1054万8千円の減額となっております。総務費の主な内容は、建物設備整備基金積立金の1000万円や人件費などとなっております。

衛生費は、1億3627万4千円で前年度より2553万3千円の増額となっております。内訳でございますが、燃料費は972万円で前年度より64万8千円減額いたしました。

委託料につきましては、法定点検や継続的な業務経費となっており、予算額は前年度とほぼ同額となっております。

使用料及び賃借料は、除雪機械リース料、AEDリース料、防犯カメラリース料を計上いたしました。

工事請負費は、4299万6千円で前年度より2292万7千円増額いたしました。29年度についても28年度と同様に、設備の改修工事費を中心に計上いたしました。主なものは、I T V設備更新工事1004万2千円、式場棟吸収冷温水発生器更新工事1684万3千円、加圧給水ポンプ改修工事449万1千円などでございます。

I T V設備につきましては、斎場搬入路、式場内やエントランスホール、火葬棟炉前ホールなどを映すカメラとそのモニター関連設備でございまして、式の円滑な進行を図る上で非常に重要な設備となっておりますが、経年による作動不良等が発生していることから更新工事を行うものでございます。

公債費は、元金、利子を含め5188万3千円で、前年度と同額となっております。

予備費は100万円で、前年度と同額でございます。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして提案理由の説明といたします。

議 長 (青鹿 和男君) これより質疑に入ります。

11番、浜中由造君。

11番 (浜中 由造君) 檜原村議会の浜中と申します。1点お伺いさせて

いただきます。

齋場管理費の中に、説明書の10ページですけれど、防犯カメラリース料というのがございますけれど、これは何箇所、防犯カメラが設置されているのかお聞かせください。

議 長
事務 局長

(青鹿 和男君) 事務局長。

(西 和彦君) ただいまの防犯カメラの件でございますけれども、ちょうどこの部屋の外に、両隅に2カ所付いております。それで駐車場のほうをそれぞれ映すような形になっておりまして、そのモニターがこの後ろの事務室に設置されているという状況でございます。

議 長
11 番

(青鹿 和男君) 11番、浜中由造君。

(浜中 由造君) 先ほど事務局から2カ所ということで説明を受けましたが、実はある方に、昨年10月ですか齋場を使っていたときに、車上荒らしに遭ったということで具体的な話をお聞きしまして、早速、申し訳ないですけれどそのモニターを夜見させていただいたんですけれど、出入りの所はわかるんですけれど、モニター2台には奥の方まで完全に、申し訳ないですけれど私の目では見えなかったと。それこそ被害が現状出ているという形ですので、早速防犯カメラを設置していただいたので、モニターは4台分ありますけれど、できれば奥のほうも昼間でしたらともかく、夜ですと本当にモニターが私見えなかったので、奥のほうもある程度カバーできるような防犯カメラの設置を考えていらっしゃるのか、その点をお聞きします。

議 長
事務 局長

(青鹿 和男君) 事務局長。

(西 和彦君) ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに車上荒らし、私が把握しているのは一昨年かと思っておりますけれども、それがあったとうことで、車の鍵をかけ忘れた方がいらっしゃって、中に置いた現金をとということがあったようです。そういったこともありましたので予算化をさせていただいて、今回2つ付けさせていただいたわけですけれども、ご指摘のとおり、確かに4つまではモニターが対応できるような形になっております。ですからその辺のところは今後運用状況をみながら、あるいはモニターの専門の業者さんに相談しながら、より効果のある方法を研究、検討させていただきたいと思っております。

議 長
11 番
議 長
3 番

(青鹿 和男君) よろしいですか。

(浜中 由造君) はい。

(青鹿 和男君) 3番、辻よし子君。

(辻 よし子君) 総務管理費の一般管理費、説明書のほうでは8ページ、一般管理費が1054万8千円減額ということで、先ほど人件費と積立金が減っているというふうに理解したのですけれど、ここの説明書のところでどの辺が減ったのか、もう少しわかるように説明し

議 長
事務 局長

ていただけますでしょうか。

(青鹿 和男君) 事務局長。

(西 和彦君) 大きなところで言いますと、8ページの右の下から9行目2510、建物設備整備基金積立というのがございます。これが前年度は2000万円ございました。今回は基金のほうは1000万円を繰り入れるというような形をしてございます。その理由として、前年度に行った工事よりも今回予定している工事のほうが金額的に1000万ぐらい高い工事を予定しております。

予算書10ページをご覧いただきたいのですが、10ページの右の上段のほう1510、I T V設備更新工事、11で式場棟吸収冷温水発生器更新工事、加圧給水ポンプ改修工事、これらが1000万、1600万、400万というような数字になっております。この辺が経年による更新工事が必要になってきて、去年はここまで予定はしていなかったのですけれども、今年度はこれらの大きな工事も予定されるということで基金からの繰入金で1000万円ぐらい減ったというような、原因としてはこちらの歳出のほうの原因となっております。

それから、一般職の人事管理経費、これは300万円ほど減額になっておりますけれども、これは職員の入れ替えによって、人数的には変わらないのですけれども、入れ替えによって給料の関係で低くなったというようなこととございます。

議 長
3 番
議 長

(青鹿 和男君) よろしいですか。

(辻 よし子君) はい、ありがとうございます。

(青鹿 和男君) ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

(青鹿 和男君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

(青鹿 和男君) 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長

(青鹿 和男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

————— ※ ————— ※ —————

議 長

(青鹿 和男君) 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第1回秋川流域斎場組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時35分 閉会

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

平成29年2月23日

秋川流域斎場組合議会議長

秋川流域斎場組合議会議員

秋川流域斎場組合議会議員